

第1回 大政奉還の真相

文：佛教大学 歴史学部歴史学科 教授 青山忠正



大政奉還は、徳川家 15 代将軍慶喜が、天皇（のちの明治天皇）に対し、それまで将軍に委任されていた「政権」を返上した事件である。上表文の提出は、慶応 3（1867）年 10 月 14 日。天皇は、これを翌 15 日に承認した。

よく誤解されることがあるが、これで慶喜は将軍を辞任したわけではない。将軍の辞表も 24 日に提出するが、受理は保留された。慶喜は、12 月 9 日の政変で将軍辞任を認められるまで、れっきとした征夷大将軍であった。

そうだとすると、慶喜の返上した「政権」の内容とは、いったい何だったのか、という、ごく素朴な、あるいは基本的な疑問が生ずるが、この問いに対して、明確な回答を与えた研究者は、これまで私以外には居ないようである。なぜ、そういうことになるのか。

理由は、ある意味で、きわめて単純だ。つまり、この当時の政治過程は、恐ろしいほど複雑に入り組んでいて、具体的な過程の解明がほとんど進んでいなかったせいである。すなわち、土佐山内家の隠居、「松平容堂」が、慶喜に政権返上を勧める建白を出したのが 10 月 3 日、6 日には芸州浅野家も独自に、「松平安芸守」（浅野長訓）名義で、「還政」の建白を呈し、いっぽうで薩摩や長州は水面下で、いわゆる「倒幕の密勅」の降下工作を進め、といったプロセスは、研究者にとっても、踏み込むことをためらわせるほど難解だった。そのため 1990 年代まで、この時期の政治過程は、ごく表面的なレベルの叙述で済まされていた。

そこで話を戻すと、このような次第で、「政権」の内容も曖昧なままであり、漠然と、現代語でいう「政権」と似たようなもの、として片づけられていた。

しかし、現代の政権交代とは、当然ながら意味が決定的に異なる。この「政権」は、領知宛行（りょうちあてがひ）権の意味である。すると、「領知」とは、「宛がう」とは何か、ということの説明しなければならない。ここで、そのすべてを説明するのは不可能だが、結論だけを言えば、将軍による領知宛行権の放棄が、大名領主の解消を引き出し、統一国家形成に至る引き金になったことは確かである。大政奉還が、近現代史において持った最大の意義は、ここにある。